

再見解書

令和 6年7月22日

吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市北区中之島1-3-20

氏 名 大阪市長 横山 英幸

電話番号 06 (6208) 8181

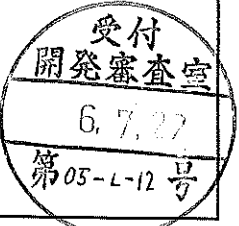
代理人 住 所 大阪市西区京町堀1-13-20

氏 名 株式会社大建設計 田島慎也

電話番号 06 (6449) 6812

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第4項 の規定により、次の
とおり 再見解書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	弘済のぞみ園・弘済みらい園建設工事				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 古江台5丁目91-11の一部				
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☒ その他 (公共的建築物)				
意見 に対する 見解	再意見書1に関する再見解書1 再意見書2に関する再見解書2 } 別紙のとおり				
※受付年月日	R6 年 2 月 22 日	※受付番号	第 号 05-L-12	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

吹田市 開発審査室

差出人: 吹田市役所 <noreply_webmaster@city.suita.osaka.jp>
送信日時: 2024年6月23日日曜日 9:50
宛先: kaishin@city.suita.osaka.jp
件名: ホームページから（都市計画部開発審査室）への問い合わせ

ホームページで受け付けた問い合わせです。

回答を必要とする問い合わせについては、できるだけ速やかに回答願います。

原則 2 週間以内に回答できない場合には、理由及び回答予定日を付してその旨を相手方へ連絡し、以後速やかな回答に努めてください。

【送信日時】: 2024-06-23 09:50:13

【参照元 URL】: <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1017980/1010107.html>

<市からの回答>

回答を希望する

<お名前>

<フリガナ>

<メールアドレス（回答希望の場合：必須）>

<ご住所>

<電話番号>

<FAX 番号>

<件名>



再意見書

<お問い合わせ内容>

・弘済みらい園、のぞみ園の建設工事の件

- ①令和5年5月以降に説明を実施したとのことですが、計画ありきの説明ではなかったのか。説明会に出席していない、意見がないことに疑問はなかったのか。
- ②説明会が実施されていたことは知りませんでした。影響が大きいと想定出来る居宅への個別説明が必要であるとは考えなかったのか。
- ③日照については、日が昇る前から明るくなるものであるが、それについては考慮しないのか。
- ④児童の飛び移りとはどういうことか。フェンスで防げるのでは。教育・指導体制はどうなっているのか。
- ⑤音量についての個人の体感差があるとは。常識的な範疇とは。常識的な範疇では、現状の距離から7Mの距離に建替る計画はあり得ないし、策定しないのでは。

弘済のぞみ園・弘済みらい園建設工事

再見解書 1

[再意見書 1 に対する見解]

- ① 関係区域内の住民の方々にご説明の機会を設けることができるよう、古江台連合自治協議会及び自治協議会未加入のマンション管理会社などに対して、説明会のご案内をさせていただきました。また、ご要望に対して理事会に出席するなどし、対応してまいりました。
「計画ありきの説明ではなかったのか」どうかについては本市において設計の検討を進めながら対応していたものであり、計画ありきの説明ではなかったものと考えます
「意見が無いこと」については、上記のとおりご案内したところであり、その上でご意見が無いことに疑問はありませんでした。
- ② ①で回答のとおり、自治協議会やマンション管理会社などに説明会開催にかかる意向を聴取させていただき、それに応じて対応してまいりました。
- ③ 建築基準法に基づき、新たに建築する建物によって生じる日影に関する検討を行っております。日が昇る前の明るさについては特段の検討はしておりません。
- ④ 「児童の飛び移り」については、本件開発事業において建築する建物(計5棟)の配置を検討する際に、その距離を近付けすぎることに入所児童が遊びの範疇などで建物から建物に飛び移る危険性を考慮したものです。
建物は家庭的な養育環境を提供できるよう、一般的な住宅の雰囲気となるように設計しており、バルコニーや階段部などの開口部をフェンスで閉鎖することは考えておりません。
また、入所児童に対しては、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援しております。
- ⑤ 施設から生じる生活音に対する許容範囲は個人差があるものと考えていることは先の見解書のとおりです。施設としましては、近隣への騒音に配慮しながら運営しているところですが、実際に騒音と感じられた時点でご連絡を頂くことが出来れば、速やかに対応させていただきますので、施設運営事業者あてご意見をお寄せください。

吹田市 開発審査室

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2024年6月24日月曜日 14:50
宛先: kaichou@city.suita.osaka.jp
件名: 訂正 再意見書の提出

——[吹田市無害化]——

添付ファイルを無害化しています。

しばらくお待ちください。

——[吹田市無害化]——

様式第 8 号

弘済のぞみ園弘済みらい園建設についての再意見書

吹田市市長 殿

令和 6 年 6 月 24 日

[REDACTED]

吹田市開発事業の手続きに関する条例 17 条第 1 項第 3 項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書を提出します。

開発事業者の名称 弘済のぞみ園・弘済みらい園建設工事
事業区域の位置 吹田市古江台 5 丁目 91-11 の一部
予定建築物 児童福祉施設

再意見書

見解書を拝見したが、到底納得出来るものではなかった。配慮もなく矛盾が多いが、大建設の設計を変えない、この一つだけ一貫していた。

元々施設の建替えには賛成していたが、あまりに住民を軽視した酷い設計だと知り、驚きと絶望しかない。延期を検討すべき計画、むしろ建替えそのものに疑問を感じる。

この設計は、人の心を蝕み、人の希望を奪う程のものだと感じている。



申し上げたい事は、今までは、一定の距離を保ち干渉せず、お互いが許容し合える環境があったから。それを一方的に壊し、配慮のない建替え計画だから様々な問題が起きているという事。配置、高さ、距離、住民が許容出来る計画であれば、全ての問題がなくなるという事。

大阪市と園が、地域住民との関係性を大切にするのか、園の都合や決定事項としか思えない大建設計画の設計、どちらを優先するのかという話ではないのか、という事。

【1】 前回の意見書、この再意見書は、いつ、だれが見て、どのように、何度検討するのか、定例会に提出するまでの最終決定がどのように行われるのか、該当住民はいつ知る事が出来るのか（見解書はホームページで確認出来る）具体的な詳細を出して欲しい。

【2】 説明していると仰るが、該当者が初めから携わる事が出来ていれば、何か変わったのか？検討に検討を重ねたらしいが、見直しは困難と返答している。そもそもが、計画ありきで、代理人である大建設計画に拘っているからではないのか？配置も距離も変えるつもりがなく『子どもの為、ご理解下さい』では説明も説明会も意味がない。何を言っても設計会社の設計図ありきで物事が進んでいるのではないのか？

【3】 説明はしてとの事、該当住民には全く何も知らされず、初の説明会で突然知らされた。該当者が知らなければ、説明したとはどういうつもりなのか？これでは説明したとは言えない。初めから配慮するつもりもなく、該当住民の意見など聞くつもりもないので、該当者以外に説明し、形を作ったのではないのか？ 本当に共存共栄が必要だと認識していて、意見に耳を傾けるつもりがあったのであれば、一般的には該当住民の意見を無視して推し進める事はない。言葉だけでなく本当に認識しているのであれば、これを機に計画の延期、見直しを検討するのが筋ではないのか？

素人でもわかる酷すぎる設計。常識で考えて、設計段階で被害の家、被害の規模、専門家であれば容易に想像出来るはず。わかった上でこの設計なのか？

公共の施設にもかかわらず、住民の生活を一変させてまで園の利便性を追求、法に触れなければ何でもありなのか？このような酷い設計にする為に、園はどんな要望を出し設計に至ったのか？地域住民への配慮というワードはどの程度出たのか？これだけ同様の意見が出るという事は、配慮のない異常な設計なのでは？住民への配慮が全く感じない設計なのかを認識し、検討するべきではないか。

【4】 該当住民を無視し、6回の説明？1回目から6回目まで、いつ、だれに、何を説明したのか。意見を聞いて変わったというなら、その時期、箇所を具体的に提示して欲しい。5.5m から 7.7m へ配慮？そもそもの距離が異常で、『配慮をしました』という説明をする為、形だけを作ったようにしか思えない。

そもそも、大建設計画に設計依頼したのはいつで、設計が出来上がったのはいつか？設計依頼にあたって、近隣住民への配慮要望は何を伝えたのか？配慮をするつもりがあるなら、6回の説明で該当ではない住民に何を聞いて何が変わったのか？距離以外何も変わっていないのか？それなら、説明しようがしまいが、

大阪市と園が一方的に推し進める事しか考えていないのでは？該当住民が1回目から知らされていれば、何が変わったのか？初の説明会で初めて該当住民である事を知り、絶望と憤りしかない。

1回目から6回目までの説明と設計依頼、完成時期、その間に修正依頼をしたのか？あったならどのようにしたのか、詳細を知りたい。話の辻褄が合わないように思えてならない。

【5】この建替えは、一方的で住民を無視した許し難いやり方。初の3月の説明会は、聞く耳を持っていたとは言えない形だけの物、時間だから違う意見をと、こちらの話を聞いてもらえず。検討するとの事、いつ、何をどのように検討しているのか、理解を得られるよう、説明会を何度も実施するべきではないのか。

実施するのであれば、該当者に知らされるのか？いつの間にかどこかに提示しているような事はある得ないと思っている。実施されるのであれば、定例会までに説明会はいつ頃何度あるのか？前回の様なやり方なら意味がない。

【6】説明会に、のぞみ園、みらい園の施設長、または関係者が出席しなかったのはなぜか。住民の一生涯続く苦しみ、住民の声を聞くべきではないのか？のぞみ園、みらい園へメールをしたが、返事さえない。誠実さが微塵も感じられない。住民の声に耳を傾ける姿勢が全くみられなかった。大阪市も同様。吹田市に丸投げ。答える義務がないとの事らしい。

施設は、近隣住民と良い関係性を築くつもりはないのか？共存共栄の思いがあるのであれば、具体的に何をどのようにするつもりなのか？次の説明会に、みらい園のぞみ園の施設長は出席されるのか？出席されないのであれば、いつなら住民の声を聞くのか、耳を傾けるつもりがあるのか？

【7】吹田市に至っても、意見書提出のみで、話を聞いてくれる所がない。担当部署の方は丁寧に返答して下さり、相談箇所がないかを調べてくれ感謝している。大阪市と園の強引なやり方でも、吹田市の定例会で決まるとの事。非常に一方的であり、協議とはかけ離れている。公共の施設でありながら、住民に甚大な苦しみを与える建築。すまいる条例とは何か？形だけの物なのか？

【8】建物の配置と高さが一番の問題点なのに、検討を重ね配置見直しは困難と回答、あれ程の広大な敷地を持ちながら、なぜあの設計でなければいけないのか？施設が涼しく便利になりさえすれば、住民の生活はどうでも良いのか？

【9】設計に携わった方へ。人が家を購入する時、どんな思いで購入するかを聞いたり感じたりされた事はあるか。私は購入して2年半、希望がなくなり、怒りに包まれ心が壊されてゆくのを感じている。これは一生涯続く。

あれ程の広大な土地がありながら、法に触れず園の敷地内であれば、地域住民への影響など関係ないという設計に感じるが、どのような思いでこの設計をされたのか？同様の意見が出ているが、この設計で施設が建設されて、誇りが持てるのだろうか。

【10】時代と共に、世の中が変わりゆく中、プライバシーが重視されているが、時代に逆行する配置。今のように一定の距離があり、同じ方向の横並びでは問題にならないが、ピッタリと寄せ、特定の家の視界を全て遮り、遮られない家でも、かなり接近する事になり、プライバシーが守られない配置になる。

今後、騒音問題、プライバシー問題はますます重視される時代になり、地域から歓迎されないどころか、疎まれる施設になるが、それをどのようにお考えか。

【11】子ども達が安心して暮らせるようご理解？配慮が全くないのに理解出来るはずもない。住民が安心して暮らせないのに、なぜこちらにだけ理解を求めるのか？一方的ではなく、一定の配慮とお互いの許容があって初めて共存共栄出来るのではないのか？

【12】住民が無視され、安心して暮らす事は出来ないのだが、住民を軽視していないか？言葉を並べてあれこれ言っているが、『距離も設置も設計も変えない』と、ここを譲歩しないという事は、住民を軽視しているからに他ならない。子どもが安心して暮らせればそれで良いのか？

【13】景観の維持との事、掘り込むそうだが、2階と3階への配慮が皆無。うちは広いベランダ全てを塞がれるが？4階以上の為の景観維持だけをしているのか？大阪市と園が考える2階3階の景観維持とは？また、具体的にどのようにお考えか？

【14】天井も屋根も無駄に高く、住民の生活は完全に無視されている。もっと離して掘り込んで低く高さを抑え、もっと離して、干渉してこない高さならこんなにも憤る事はない。なぜこの設計と3階建に拘るのか。それ程までに環境を変えたくないなら、(本館に関して)今と全く同様にしないのはなぜか？天井も屋根も無駄に高いのはなぜか？

設計ありきで辻褄をあわせようとしているから、矛盾ばかりなのではないのか？現在の本館の高さ、部屋の天井の高さ、広さはどれくらいか？調べたが書いていない。既存の大きさを明確にして欲しい。

【15】生活音は現在と変化がないから、ご理解？ここまでの事をされるのに出来るわけがない。平日夕方土日も関係なく大声で騒いでいるが、配慮は皆無、大窓全てを壁にされても住民が我慢しろという事なのか？今後、騒音の対策は具体的にどのようにするのか？

【16】飛び移りの可能性との事、一般的には、危険性を教え、防止対策をする為、そのような事を出来なくすると認識。飛び移れないように、教える、防止対策、設計は考えていないのか？

一般的にはそのような事をしないので、飛び移るかもしれないという話が出る事自体、信じられない。それが本当ならば驚きしかない。家庭的な環境でとの事をしきりに仰るが、そのような教育、危険防止対策すらされず、住民を苦しめる設計にシフトするのはなぜか？

【17】屋根の高さは暑さ対策との事、施設が便利で涼しければ良いという事か。どれだけ住民を軽視しているのかわかる。検討するとの事だが、住民との関係性を大切に思っているのであれば、初めからこんな酷い設計にはならない。検討という言葉ではなく、実行しなければ意味がない。定例会までの、ただの

時間稼ぎでしかない。

園の子どもの安心の暮らし、該当住民への影響、地域との共存共栄、色々返答しているが、矛盾していて違和感しかない。

具体的にその検討は、いつ、誰が、どのように行われるのか？決定前に該当住民が知る事は出来るのか？一方的に決まる前に、該当住民が話す機会、その都度経過を知る事等は出来るのか？

【18】『子どもが屋根を飛び移るかもしれない可能性』で夢や希望を持って購入した家を台無しにされる事が理解出来ない。何故危険性を教えたり、飛び移らない設計にしていないのか？沢山の物件の中から一番良い家を購入したのに、心が蝕まれ将来の希望が見出せない。

住民の心を壊す程の建替え計画、子どもの安心という言葉で、園の利便性だけを追求した酷い配置と設計。人の心を壊していく事を園はどのようにお考えか。

【19】今見えている、空、山、阪急電車は全て見えなくなり、唯一光の入る東の窓、【7メートルのベランダ全て】が施設の壁になる。終の棲家と購入した家の前全てが【児童養護施設の壁】にされる事をどう考えているのか？資産価値を下げる事、大阪市、園、設計会社、吹田市はどのようにお考えか。

夢を叶え購入した家、購入から3年も経っていないのに希望が見えず、心が蝕まれ壊されていく。希望を持っていた心を返して欲しい。大切な施設とは全く思えなくなった。

【20】日中はいないし、常識の騒音だから迷惑をかけないとの事、騒音に話をすり替えないで欲しい。日中は園の子どもだけでなく、こちらでも仕事で不在の方も多し。この配置と設計そのものに大きな問題があるから再意見書を書いているのが、伝わらないのだろうか？

【21】騒音について、常識の範囲内との返答されているが、広大な敷地を持ちながら、一部住民の唯一の光が差す窓、7メートルのベランダ全てを『施設の壁』にする事、心を蝕み生活を一変させる程の設計は、市の公共の施設として常識の範囲内なのか？

【22】3階のみの回答との事、大きな被害を被る事はわかっていながらこの計画を一方的に推し進めるのか？

資産価値を下げられるのはイースト棟。資産価値を大幅に下げるような甚大な被害はおそらく数軒、子どもと法律をたてに、この程度の数なら黙らせられるという事か？住民を一生涯苦しめる、こんなにも酷い設計を大阪市と園、吹田市は推し進めるのか？

【23】ブランドイースト棟の住民にとって、唯一の大きな窓は東。そこを高い壁で全てを塞ぎ、日の差す時間は今までと大して変わらないなどと言える事自体、住民を軽視している。どれ程の苦しみを考えた事はあるのか？東にも後ろにも下げないと言い切るのは何故か？

【24】施設の子どもたちは住民の声を知っているのか？自分達の施設の建替えで一生涯苦しむ人がいる事

を知ったらどう感じるのか？それで子どもが安心して暮らせるようご理解などと言われても、全く理解出来ないし、憤りしかなく、嫌悪すら感じる。

共存共栄出来る配置や高さではなく、今後の生活に大きな影響が出る。遺恨は世代を超えて受け継がれる。それはいずれ分断を招く。将来、子ども達の世代で、もっと地域住民から嫌がられ、疎まれる施設になるとは考えないのか？

【25】施設の子ども達は、安心の暮らしで数年で巣立つが、住民は一生の苦しみ。当然その子供にも遺恨は継がれる。見解書に納得出来るわけがない。

保育園等子どもの騒音問題は、住民に全く配慮がなされず一方的な事から起きるものと理解した。こちらも同様。建設中、何年も騒音に悩まされる。校庭も近くなり、平日も土日遅くまで大声。自分の人生が施設に壊される感覚。

現在のような干渉しない距離感であれば、許容範囲も広がるが、ここまで配慮がないなら許容出来ない事だらけになるのが普通だと思う。

子どもだけが守られて、住民は生活が守られない。本来、どちらも守られるべき。園はそのギャップをどのようにお考えか？

【26】今、共存共栄出来ているのは、お互いが干渉しない場所にあるから。本館は南向き、プランズのサウス棟も同じ向きに離れて横並び。今回は東向きに建っているイースト棟にピッタリ寄せ、南向きに建てるという。端に至ってはピッタリ重ねて、広いベランダを施設の壁で覆い尽くすという、あり得ない酷い設計。

このような住民を馬鹿にした配置で、今後園に苦情が来ないと考えているのか？その対応、具体的には何をどうするのか？

【27】施設の方、このプロジェクトに関わってる方は、施設の子どもの騒音を知っているのか？今でも充分騒音だが、苦情を入れる事なく我慢出来ていた。それは、一定の距離があり、仕方がないと思えていたから。今からは、園がこちらにピッタリと寄せ、その上景観全てを奪う。

これ以上校庭が近くなれば、騒音も酷くなる。今でも異常な程の大声を出してる事もあるが、どれ程の物か知っているのか？平日も遅くまで大声、土日は朝から晩まで。配慮が全くされない建替えなのに許容出来るはずもない。一度こちらに見に来てみてはどうか？

【28】広大な敷地を持ちながら、プランズに寄せ、施設の壁で覆い尽くすのはなぜか。あれ程の広大な土地、いくらでも出来るはず。配置を変える気がないのはなぜか？この設計に拘り、推し進める理由は何か？

【29】3月の説明会で一度ご提案、違う提案として前回の意見書で一度。配置に触れたご意見があったが、どちらもお互いが干渉せず、許容し合える良い意見だと思った。いずれは既存の建物を壊すわけだから、少し位置を工夫すれば出来るはずが、計画書ありきで変える気が全くないのでは？あれ程の広大な土地、住民と良い関係性を保てる配置と設計はいくらでもある。今の低い土地、または学校側に建て、解体

しながらすすめる事は何故検討しないのか？

この設計に拘るのは何故か？大建設はこれまで様々な難しい要望に応えてきた実績があるのではないのか。設計のプロなら、色々なノウハウがあり、今からでもお互いが許容し合える配置や変更する術を知っているのではないのか？

変更が無理だと決めつけているのは何故か？

【30】 第三者委員会で、地域住民との関係性を指摘されているが、改善を考えているのか？改善するつもりがあるなら、このような住民を軽視した計画にはならないが。具体的に、今後何をどうするつもりか？

【31】 陳情書を提出したいが、吹田市に問い合わせたら、声を聞いてくれる議員さんと繋いでくれるようなところはない。吹田市の担当の方は、大変丁寧に対応していただき感謝している。すまいる条約とは名ばかり、一般市民は声すら聞いてもらえない。請願書で声がどの程度伝わるのか。

最近では、富士山が見えなくなるという景観から、一つのマンションの取り壊しが決定。それ程までに景観は大切という証では。うちの景観全てを奪うのはどう考えているのか。一部ではなく全て。全てが施設の壁。馬鹿にしているのか。

最後に。リビングから、空、山々、阪急電車、観覧車を見るのが好きだった。歳を重ねてゆく老後も楽しみだった。万博の花火も大好きだった。それらは全て【施設の壁】遮断され、全てを覆われ、何一つ見えなくなる。

先日、万博の花火を施設の子も達がワイワイ見ているのを見て、何とも言えない大きな憤りを感じた。校庭で毎日遅くまで大騒ぎしているのも、元気で良いなどは全く思えなくなり、毎日憤りを感じている。心が壊されていく、体調も悪くなった。希望が見えない。

公共の施設であり、子どもに携わる施設でありながら、住民を苦しめ、一番問題になっているところを変えようとしめない。園、大阪市はこのような一方的で乱暴なやり方を推し進めるのか。大阪市の方針か？吹田市はそれを認める方針なのか。

住民から疎まれる事なく、地域から子どもが当たり前で守られる配置や設計にするべきではないのか。配慮もなく、一方的に推し進めれば、子ども達が地域から温かく見守られる事はあり得ない。未来を担う子どもの世代に遺恨を残す事なく、互いが許容し合える建設を望む。

以上、定型文で流さず、真剣に考え、真摯に向き合って欲しい。現在の景観の映像を添付するので、どれ程の影響かを冷静に考えて欲しい。

弘済のぞみ園・弘済みらい園建設工事

再見解書 2

[再意見書 2 に対する見解]

- ① 意見書については、吹田市から令和6年4月 23 日以降、順次大阪市あて提供されました。本市においては、こども青少年局内で見解を検討し、6 月 11 日付で吹田市あて見解書を提出しました。また、再意見書は 6 月 26 日に吹田市から大阪市に送付され、見解書と同様に、こども青少年局内で再見解に関する検討を行いました(担当部署:大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課)。

なお、吹田市大規模開発事業構想の手続きにおいては、本市から再見解を回答すること、意見・見解の対応は終了することとなりますが、再見解書提出後に改めて、本市見解や現在の検討状況についての説明会を実施する予定としております。説明会の開催案内通知については、古江台連合自治協議会を通じて周知を行うとともに、自治協議会未加入マンションの住民の方々には集合ポストへの投函によりお知らせしてまいります。

- ② 今回の建替えについては、施設に入所中の児童がその場で生活しているため、余白地に新施設を建築する現地建替え方式を採用する必要があります。水路側の地盤強度などを考慮した結果、最も大きい建物である新本館は現本館の北側位置に配置せざるを得ませんでした。このため、設計前の段階からご意見をいただいていたとしても、建物配置の変更は対応できませんでした。

- ③ 関係区域内の住民の方々にご説明の機会を設けることができるよう、古江台連合自治協議会及び自治協議会未加入のマンション管理会社などに対して、説明会のご案内をさせていただきました。また、ご要望に対して理事会に出席するなどし、対応してまいりました。

工事計画については、国から施設の小規模化・分散化を令和 11 年度末までに達成するよう求められており、令和 11 年度末に完了するスケジュールを組んでおります。

なお、近隣住宅への影響を考慮して、配置の見直しを行った結果、当初計画より間隔を広げる設計となったことについては前回の意見書3・4への見解書のとおりです。

- ④ 近隣住民の方々に対して、添付資料1のとおり説明を行っております。その際、工事車両の通行に関するご意見を頂戴したことから、設計において反映させるように検討しております。

設計については、基本計画は令和4年8月に着手し、令和5年1月に完了、そして、基本設計は令和5年4月に着手し、令和6年3月に完了しております。

- ⑤ 本市見解や現在の検討状況に関する説明会を実施する予定としております。開催にあたっては、古江台連合自治協議会を通じて周知を行うとともに、自治協議会未加入マンションの住民の方々には集合ポストへの投函により開催日程をお知らせしてまいります。
- ⑥ 3月の説明会については、本市作成の基本設計にかかる内容等を説明するため、本件開発事業にかかる担当部署である大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課の担当者のみが出席させていただきました。このため指定管理者である弘済のぞみ園みらい園の施設運営事業者の出席を求めていなかったものです。改めてご案内する説明会には、施設関係者が出席するように調整してまいります。
- ⑦ すまいる条例については、吹田市所管の条例であるため、本市の見解は差し控えさせていただきますが、本件開発事業については、当該条例に基づき吹田市と本市との間で協議を行った上で手続きを進めさせていただいております。
- ⑧ 建物の配置見直しはできかねますが、建物の高さについては屋根形状を再検討することで、お示しさせていただいた計画案より低くなるよう検討を進めております。
- ⑨ 現在の敷地において、建物の必要な規模、建物同士の間隔、施設内通路、地盤強度や土地傾斜などを総合的に検討した結果、現在の計画内容となっております。
- ⑩ 騒音やプライバシー保護への対応は、近隣との良好な関係形成において不可欠な対策であると認識しております。騒音については個人の体感差があるものですが、常識的な範疇を超えることがないように施設運営にあたって充分注意するよう施設運営事業者に求めてまいります。また、プライバシー保護については、基本設計において、新本館バルコニーが近隣住宅に正対しないよう検討してまいりました。
- ⑪ 本施設は昭和41年に建築され今年で築58年を迎える施設であり、お申出人様が居住されるマンションが建設される前から老朽化に伴う改修工事が大きな課題となっておりました。こうした中、令和2年3月に策定した大阪市社会的養育推進計画に基づき、小規模化・分散化に向けて建替え計画に着手したところです。現地建替えにより小規模化・分散化を進めるには、現在の計画とならざるを得ないため、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ⑫ 地盤強度や土地傾斜といった敷地の制約があり、既存建物を避けて現地建替えを実施するには、現在の計画とせざるを得なかったところですが、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ⑬ 関係法令のほか、吹田市の景観まちづくり計画を推進するための基準を遵守する計画とし

ております。

- ⑭ 新本館の敷地面積を鑑みると、2階建てでは必要な部屋等の面積を確保できなかったため、3階建てとしたものです。また、現在と同じ設計とならない理由としては、国から施設の小規模化・分散化を実施する際に、各生活単位(ユニット)毎に事務室や浴室など児童の生活に必要な設備を設置するユニット化の推進、及び児童の居室について個室化することが求められていることによるものです。既存の本館の高さは最も高い位置で9.65m、部屋の高さは位置によって異なりますが最も高い食堂で3.75m、児童居室の高さが2.40m、広さは延床面積が2168.73㎡です。現本館の図面については添付資料2のとおりです。
- ⑮ 騒音対策については、施設の運営において工夫できることもと考えており、本市としては、施設運営事業者に対して丁寧に対応するよう求めてまいります。
- ⑯ 建物は家庭的な養育環境を提供できるよう、一般的な住宅の雰囲気となるように設計しており、バルコニーや階段部などの開口部をフェンスで閉鎖することは考えておりません。
また、入所児童に対しては、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援しています。
- ⑰ 屋根の高さについては、設計変更に向けて検討を開始しており、先にお示した高さより低くする予定です。設計変更の検討状況については、改めてご案内する説明会や中高層協議において実施する説明会でお伝えする予定です。
- ⑱ 施設運営事業者の考えを問うものであるため、本市の見解は差し控えさせていただきます。
また、本市としては、施設の運営において近隣住宅への配慮を欠かさないよう施設運営業者に求めてまいります。
- ⑲ 本市としては、敷地上の課題から建物の配置に制約がある中、近隣住宅への影響が小さくなるよう検討を重ねて計画しております。また、法律・条例等の規制を遵守し、開発協議先である吹田市との協議を経て策定しております。
- ⑳ 建物配置に関しては②⑧⑨⑫に、施設形状については⑧⑭⑰のとおりです。
- ㉑ 現地建替えを進めていく必要がある中、敷地の利用に制約があり、建物配置の見直しといったご意見には対応いたしかねます。近隣住宅への影響が小さくなるよう検討を重ねた内容が現行の計画となっております。

なお、新本館の屋根の高さについては、現在の計画より低くできるよう屋根形状の変更に
ついて検討を進めております。

ご理解賜りますようお願いいたします。

②② ②②のとおりです

②③ ②②のとおりです

②④ 本件開発事業は本市が取り組む工事にかかるものであるため、施設のこどもへの説明は行
っておりません。施設の配置・形状については②②のとおりです。

②⑤ 施設運営事業者の考えを問う内容であるため、本市の見解は差し控えさせていただきます。

②⑥ 許容範囲を超える騒音などについては、施設運営事業者あてお申し出いただければ速や
かに対応させていただきますので、ようお願いいたします。施設の配置・形状については
②②のとおりです。

②⑦ 本市では、施設での行事などで訪問する機会がありますが、異常なほどの大声を見聞きし
たことはありませんでした。異常なほどの大声を認識いただいた際には、施設運営事業者あ
てご連絡いただければ速やかに対応させていただきますので、ようお願いいたします。

②⑧ ②②のとおりです

②⑨ ②②のとおりです

③⑩ 第三者評価に係る改善については、施設運営事業者が検討するものであるため、本市の見
解は差し控えさせていただきます。

③⑪ 請願書の効力については、分かりかねます。

(最後に、に対して)

本市の計画により、眺望がこれまで通りではなくなることで大変なご心労をおかけしておりま
す。今後の設計や施設運営において対応可能な内容については、ご意見をふまえて検討さ
せていただきます。

今回、校庭で毎日遅くまで大騒ぎしていることを確認できませんでしたが、今後このようなこ
とがあれば、施設運営事業者へご意見をお寄せいただければ速やかに対処するよう求めてま

いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(第1回目)

R5.5.21 レ・ジェイド千里古江台理事会で事業概要説明

→マンション角に工事車両が通るのであれば誘導員の配置等、安全確保を図るよう要望があった

(第2回目)

R5.11.7 古江台自治連合に基本設計の状況説明

→連合としては反対しない

工事車両の搬出入について、南側ルートは中央環状線側で渋滞が懸念されるため難しいとの認識。できるだけ弘済院内を通るよう要望があった

(第3回目)

R5.11.23 古江台1丁目中部自治会及び同6丁目自治会幹部への事業概要説明

→工事車両が北側道路を通ることは認められない(南側ルートが除外されていることも不満)

同じ大阪市なので弘済院内の道路を通ることで実施するよう要望があった
弘済院内の道路を封鎖することには反対

R5.11.27 周辺マンションの管理会社に自治会説明資料の一部を郵送で情報提供

※事前に電話連絡したところ資料送付を希望

・レ・ジェイド千里古江台(12/16 説明)、ブランドシティ千里古江台、ネバーランド千里古江台(12/10 理事会で対応協議)、リビスタ千里古江台

→レ・ジェイド千里古江台以外のマンションは大規模開発構想に伴う住民説明会周知はポスティングを希望

R5.12.16 レ・ジェイド千里古江台理事会に説明

・出席理事が少数のため、吹田市との協議を経た資料をもとに再説明を希望

→1/23 理事会開催の連絡あり

(第4回目)

R6. 1.23 レ・ジェイド千里古江台理事会に再度説明

→大規模開発構想に伴う住民説明会周知は各戸へのポスティングで了承

(第5回目)

R6. 2.17 千里ニュータウンのまちづくり指針に基づく住民説明会

R6. 2.22 古江台自治連合に電話連絡

大規模開発事業構想に伴う標識を26日に設置する旨を伝えた

R6.2.27 レ・ジェイド千里古江台管理会社に電話連絡

大規模開発事業構想に伴う標識を26日に設置した旨を伝えた

(第6回目)

R6.3.16 大規模開発事業構想における住民説明会の実施